

石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

号 外

(第 26 号)

目 次

| 教育委員会 | |
|---------------------------------------|---|
| ○公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○教育長専決に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○学校教育法施行細則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○石川県立高等学校規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 | 3 |
| ○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則 | 3 |
| ○石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |
| ○石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |
| ○石川県立中学校規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ○教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ○石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |
| ○石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則 | 6 |
| ○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正 | 6 |
| ○石川県教育委員会文書管理規程の一部改正 | 7 |

教 育 委 員 会

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の表小学校の項中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表中学校の項中「中学校」の下に「及び義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を第十八号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 県が設置する幼保連携型認定こども園について法第二十七条第一項及び第二項の規定により意見を申し出る」と。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 三 号

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

教育長専決に関する規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号(四)中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 四 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第四条中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県立高等学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 五 号

石川県立高等学校規則の一部を改正する規則

石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中学校」の下に「及び義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 六 号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「庶務課
教育振興推進室」を「庶務課」に改める。

第五条の表教育振興推進室の項を削る。

第九条第一項の表課長の項から室次長の項までの規定中「教育振興推進室」を削り、同条第二項の表主任指導主

事 指 導 主 事 の 項 中

「
教 育 振 興 推 進 室
教 員 指 導 力 向 上 推 進 室
学 校 指 導 課
ス ポ ー ツ 健 康 課
」

を

「
教 員 指 導 力 向 上 推 進 室
学 校 指 導 課
ス ポ ー ツ 健 康 課
」

に改める。

第十条の表分掌事務の欄第二号及び第三号中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第七号

石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

石川県立特別支援学校規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第八号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第九号

石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十二年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第六号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十一号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に改め、「が、公開を実施する日までに異議申立てがされないときは、あなた(貴)に對する情報公開はせず」を削り、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「注意1及び2」を「審査請求」に改める。

別記様式第十二号中「公開決定等」を「 $\left[\begin{array}{l} \text{公開決定等} \\ \text{公開請求に係る不作為} \end{array} \right]$ 」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第十号

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第七号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3

箇月」を「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十三号注文中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に改め、「が、開示を実施する日までに異議申立てがされないときは、あなた(貴)に関する個人情報が開示されます」を削り、同様式注文中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「注意1及び2」を「審査請求」に改める。

別記様式第十六号及び別記様式第一十一号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第二十五号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を

「(開示決定等
訂正決定等
利用停止決定等
開示請求に係る不作為
訂正請求に係る不作為
利用停止請求に係る不作為)」

に 記

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県立中学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第十一号

石川県立中学校規則の一部を改正する規則

石川県立中学校規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第十二号

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年石川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

| 事 項 | 開 設 者 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|-----------------------------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 教育の最新事情に関する事項 | | 年 月 日 | |
| 教科指導・生徒指導その他 教育の充実に関する事項 | | 年 月 日 年 月 日 年 月 日 | 教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄 |

を

| 事 項 | 開 設 者 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|-------------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 必 修 領 域 | | 年 月 日 | |
| 選 択 必 修 領 域 | | 年 月 日 | |
| 選 択 領 域 | | 年 月 日 年 月 日 年 月 日 | 教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄 |

に改める。

様式第四号中

| 事 項 | 開 設 者 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|-----------------------------|-------|-----------|-------|
| 教育の最新事情に関する事項 | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| 教科指導・生徒指導その他 教育の充実に関する事項 | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 |

を

| 事 項 | 開 設 者 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 必 修 領 域 | | 年 月 日 | |
| 選 択 必 修 領 域 | | 年 月 日 | |
| 選 択 領 域 | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 |

に改める。

様式第五号中

| 事 項 | 開 設 者 | 修了(履修)年月日 |
|-----------------------------|-------|-----------|
| 教育の最新事情に関する事項 | | 年 月 日 |
| 教科指導・生徒指導その他 教育の充実に関する事項 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |

を

| 事 項 | 開 設 者 | 修了(履修)年月日 |
|-------------|-------|-----------|
| 必 修 領 域 | | 年 月 日 |
| 選 択 必 修 領 域 | | 年 月 日 |
| 選 択 領 域 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第十三号

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則(平成二十四年石川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県立学校教職員の人事評価に関する規則

第一条中「第四十条」を「第二十三条の二」に、「勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)」を「人事評価」に改める。

第二条(見出しを含む)中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第三条の見出しを「(人事評価実施の除外)」に改め、同条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第四条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条中「勤務評定の評定」を「人事評価」に、「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第五条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第三項中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「条件付採用期間を」を「条件付採用期間を」に改める。

第六条(見出しを含む)及び第七条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第八条の見出しを「(人事評価実施の特例)」に改め、同条中「公正な評定」を「公正な人事評価」に、「勤務評定」

を「人事評価」に改める。

第九条第一項中「勤務評定実施後」を「人事評価実施後」に、「勤務評定の」を「人事評価の」に改め、同条第二項中「評定」を「人事評価」に改める。

第十条及び第十一条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第十四号

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則(平成二十四年石川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県市町立学校教職員の人事評価に関する規則

第一条中「第四十六条」を「第四十四条」に、「勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)」を「人事評価」に改める。

第二条(見出しを含む)中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第三条の見出しを「(人事評価実施の除外)」に改め、同条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第四条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条中「勤務評定の評定」を「人事評価」に、「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第五条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第三項中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「条件付採用期間を」を「条件付採用期間を」に改める。

第六条(見出しを含む)及び第七条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第八条の見出しを「(人事評価実施の特例)」に改め、同条中「公正な評定」を「公正な人事評価」に、「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第九条第一項中「勤務評定実施後」を「人事評価実施後」に、「勤務評定の」を「人事評価の」に改め、同条第二項中「評定」を「人事評価」に改め、同条第四項中「勤務評定実施後」を「人事評価実施後」に、「勤務評定の」を「人事評価の」に改める。

第十条及び第十一条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石川 県 教 育 委 員 会

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表庶務課長の項第5号(1)及び同表教職員課長の項第2号(1)中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

別表第4出先機関等の長の個別的専決事項の表教育事務所長の項第6号中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月25日

石 川 県 教 育 委 員 会

第11条第 2 項第 3 号及び第12条第 2 項第 4 号中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別表第 1 中 「 | 庶務課 | 教 庶 |
| 教育振興推進室 | 教振推 | 」を「 | 庶務課 | 教 庶 | 」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

